

1. 議会改革特別委員会の概要等

(1) 設置背景

平成21年1月、議員の執行部に対する不適切な働きかけが公となり、同年3月24日「議員の政治倫理に関する決議」【資料1】を賛成多数で議決した。

当該議決では、「議員の政治倫理条例を含めた議会基本条例の制定に向け取り組むこと」を明記しており、これに基づき「議会改革特別委員会」を同日に設置した。

なお当該特別委員会は、佐倉市議会に属する7つの会派から、それぞれ1人ずつの委員を選出し組織した。

(2) 活動状況

設置後、約20カ月の間に27回の委員会を開催し、実質的な課題を解決しつつ、「議会基本条例」及び「政治倫理条例」の制定に向けて検討を重ねてきた。【資料2】

また、全ての議員が、議会改革、特に議会基本条例制定の必要性について、共通認識を持つべく、議員研修会や視察研修会を開催した。

(3) 活動成果

佐倉市議会議員顕彰要綱の廃止

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部見直し

閉会中に開催される委員会に出席した場合の費用弁償を廃止

政務調査費取り扱い基準の見直し

各種審議会等への議員参画を見直し

総合計画審議会等6件について、執行部へ申し入れ

一般質問手法の見直し

持ち時間制の導入（質問時間30分）

一括質問及び項目別質問（一問一答式）方式の選択制

佐倉市議会の議決すべき事件を定める条例の制定

総合計画のうち、基本計画（中期計画）を議決事件に位置付ける

佐倉市議会基本条例の制定

佐倉市議会議員政治倫理条例の制定

2. 佐倉市議会基本条例の策定過程

(1) 特別委員会における策定作業

委員会審査（全27回）

視察研修

1) 所沢市（埼玉県）；平成21年7月30日

2) 京丹後市（京都府）；平成22年5月6日

上記のほか、議会運営委員会や会派等で、次の市議会を視察。

- ・ 会津若松市（福島県）；平成22年2月
- ・ 奥州市（岩手県）；平成21年11月
- ・ 一関市（岩手県）；平成21年11月

【策定までの流れ】

1. 委員・議員の知見向上
2. 条文検討 ~ 素案の策定
3. 市民への素案説明・意見聴取
4. 成案の策定
5. 市民に対する成案説明
6. 本会議に上程

## (2) 議員に対する取り組み

研修会の実施（平成 22 年 1 月 13 日）【資料 3】

講師；廣瀬克哉（法政大学教授 / 自治体議会改革フォーラム代表）

主題；議会改革の課題と議会基本条例の意義

- 《主な内容》
- ・議会改革の広がりについて
  - ・分権改革と自治体の自己決定権について
  - ・議会基本条例について

素案報告及び意見聴取（平成 22 年 9 月 17 日）

全員協議会において、素案について説明し質疑を受けるとともに、修正点等に関する意見を聴取。

成案の説明（平成 22 年 11 月 22 日）

全員協議会において、最終案となる成案について説明

## (3) 市民に対する取り組み

議会基本条例に関する市民意見の募集（1 回目 平成 22 年 2 月～3 月）

議会基本条例の策定から内容に関わるものまで、幅広いテーマで市民意見を募った結果、4 件の意見が提出された。【資料 4】

素案に関する市民説明会の開催（平成 22 年 10 月）

素案の市民周知と市民意見の聴取を目的に、市内 5 か所において、素案説明会を開催した。

【資料 5】

また、来場者アンケートを実施した。【資料 6】

議会基本条例に関する市民意見の募集（2 回目 平成 22 年 10 月）

素案の公開に合わせて、再度市民意見を募った。募集テーマは、素案に対する意見だけではなく、議会基本条例全般に関わるものとした。その結果、6 件の意見が提出された。

【資料 7】

成案に関する報告会の開催（平成 22 年 11 月 30 日）

素案に対する議員及び市民の意見を踏まえ作成した成案について、市民向けの報告会を開催した。【資料 8】

## 3. 佐倉市議会基本条例の概要

### (1) 構成

前文及び 28 個の条文で構成。また、条文は 10 章に区分され、その章立ては右の通りである。【資料 9】

### (2) 概要

各条文の解説、策定経過における意見等については、別添資料の通り。【資料 10】

佐倉市議会基本条例説明会 参加状況

月 日	会 場	参加者数		アンケート提出者	
		男性	女性		
10月10日	西志津ふれあいセンター	28	19	9	19
10月14日	志津コミュニティセンター	34	12	22	21
10月23日	ミレニアムセンター	22	16	6	19
10月26日	根郷公民館	20	13	7	15
10月31日	白井公民館	23	13	10	18
合 計（延べ人数）		127	73	54	92

### 【佐倉市議会基本条例】

前 文

第1章 総則（第 1 条・第 2 条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第 3 条～第 5 条）

第3章 市民と議会との関係（第 6 条～第 8 条）

第4章 議会と行政機関との関係（第 9 条・第 10 条）

第5章 議会における審議（第 11 条・第 12 条）

第6章 議員間の自由討議及び政策討論会（第 13 条・第 14 条）

第7章 委員会の活動（第 15 条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第 16 条～第 22 条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 23 条～第 25 条）

第10章 最高規範性及び継続的な検討（第 26 条～第 28 条）

#### 4. 今後の課題

#### 5. その他

##### (1) 佐倉市議会議員政治倫理条例

当特別委員会において、議会基本条例と併せて、政治倫理条例を検討。

当特別委員会の案を、11月22日開催の全員協議会で報告し、11月定例会に上程、可決された。【資料11】

条文の構成は右の通りである。

##### 【佐倉市議会議員政治倫理条例】

第1条 目的	第8条 委員長及び副委員長
第2条 議員の責務	第9条 審査会の会議
第3条 政治倫理基準	第10条 審査結果の報告
第4条 働きかけ記録の提出の要求及び公表	第11条 被請求議員等の義務
第5条 審査の請求	第12条 結果の報告
第6条 審査会の設置等	第13条 議会の措置
第7条 審査会の職務	第14条 補則

#### 6. 質疑

##### 【添付資料一覧】

資料1; 議員の政治倫理に関する決議	...	p5
資料2; 議会改革特別委員会の活動状況	...	p7
資料3; 議員研修会レジュメ(廣瀬教授資料)	...	p11
資料4; 市民意見募集チラシ及び市民意見(1回目)	...	p15
資料5; 素案説明会チラシ	...	p21
資料6; 佐倉市議会基本条例に関するアンケート及び集計結果	...	p23
資料7; 市民意見(2回目)	...	p31
資料8; 報告会チラシ	...	p49
資料9; 佐倉市議会基本条例	...	別冊
資料10; 佐倉市議会基本条例(解説付き)	...	別冊
資料11; 佐倉市議会議員政治倫理条例	...	別冊



## 議員の政治倫理に関する決議

平成二十一年一月十八日から二十日にかけて、朝日新聞により市議会議員の働きかけ等について報道されたことにより、本議会一般質問においても質疑がなされたところである。

佐倉市では、平成十四年から「佐倉市市政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則」を制定し、行政の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、組織的に取り組み、適切に対処する事になっており、その報告書が情報公開によつて公になったものである。

当該報道内容が事実であるとすれば、市民の信頼を著しくそこねかねない由々しき問題であり、行政側の責任において事実経過並びに氏名の公表、告発等の法的措置を講じ、さらに、当該規則のより実効性を高めるために所要の見直しを強く求める。

佐倉市議会としても、関係する議員に対して猛省を促すとともに、このような事態を二度と生じさせないために特別委員会において、議員の政治倫理条例を含めた議会基本条例の制定に向け取り組みを促すこととする。

また、議員個々が改めて議会の役割を自覚し、専ら公益に資する立場から、議員自らを厳しく律し、議員活動にいささかの疑念も持たれることの無いよう細心の注意を払い、市民の市議会に対する信頼の回復に努めることを誓うものである。

右、宣言し決議する。

平成二十一年三月二十四日



## 議会改革特別委員会の活動状況

1 『 』は視察研修。

2 吹き出しは、議員もしくは市民を対象とした活動。

第1回委員会 平成21年3月24日  
正副委員長の選任

第2回委員会 平成21年4月2日  
委員会の運営方針  
働きかけに関する討議

第3回委員会 平成21年4月24日  
働きかけに関する取組状況報告（執行部より）  
働きかけに関する討議  
今後の検討項目について  
委員長報告の問題提起部分に関する執行部の対応について  
傍聴ルールについての問題提起

第4回委員会 平成21年5月14日  
情報公開・個人情報保護審議会委員の招聘事務に関する状況報告（事務局より）

第5回委員会 平成21年5月22日  
市民への情報提供について  
議会基本条例の今後の進め方  
情報公開・個人情報保護審議会委員（次回招聘予定）に対する質問項目について  
一般質問のあり方について

第6回委員会 平成21年6月2日  
市民への情報提供  
行政視察（所沢市）の日程調整について  
働きかけに関すること

委員会視察 平成21年7月30日  
所沢市議会 桑島健也 議員（議会基本条例制定に関する特別委員長）他  
・ 議会基本条例について

第7回委員会 平成21年10月5日  
検討項目（あり方検討会から引き継いだもの）の確認  
インターネット配信について  
基本計画の議決権について  
賛否の掲載について  
議会基本条例制定に向けて

第8回委員会 平成21年10月23日  
インターネット配信について  
ホームページへの賛否の掲載について

- 行政視察の随行員について  
議会基本条例制定に向けて
- ・ 日程について
  - ・ 議員研修会について

第 9 回委員 平成 21 年 11 月 20 日

- 議会基本条例について
- ・ 奥州市議会・一関市議会視察報告（森野委員長より）
- インターネット配信について  
ホームページへの賛否の掲載について  
行政視察の随行員について  
議員研修会について

H22.1.13

- ・ 全議員を対象とした研修会を開催（講師；廣瀬教授）

第 10 回委員会 平成 22 年 1 月 25 日

- 「佐倉市公務員の公正な職務執行の確保に関する条例」に関する執行部説明  
議会基本条例について
- ・ 実質的な策定がスタート
  - ・ 策定方法について
  - ・ 市民意見の募集について
- 基本計画の議決権について

第 11 回委員会 平成 22 年 2 月 16 日

- 「佐倉市公務員の公正な職務執行の確保に関する条例」に関する執行部への質疑  
議会基本条例 条文検討について
- ・ 前文
  - ・ 基本条例の目的
  - ・ 議会及び議員の役割、責務
  - ・ 議会及び議員の活動原則

第 12 回委員会 平成 22 年 3 月 29 日

- 議会基本条例 条文検討について
- ・ 住民と議会の関係

第 13 回委員会 平成 22 年 4 月 12 日

- 議会基本条例 条文検討について
- ・ 議会と行政の関係
- 市民意見について（提出意見の配布 4 件）

第 14 回委員会 平成 22 年 4 月 26 日

- 議会基本条例 条文検討について
- ・ 議決事項
  - ・ 議会における審議
  - ・ 議員間の自由討議
- 市民意見について（提出意見の検討）



委員会視察 平成 22 年 5 月 6 日～7 日

京丹後市議会 大同 衛 議長（条例制定時の議会改革特別委員長）

- ・ 議会基本条例について

第 15 回委員会 平成 22 年 5 月 17 日

議会基本条例 条文検討について

- ・ 委員会の活動
- ・ 政務調査費

第 16 回委員会 平成 22 年 6 月 18 日

議会基本条例 条文検討について

- ・ 政務調査費
- ・ 議会及び議員の研修
- ・ 議会及び議会事務局の体制整備
- ・ 議員の政治倫理
- ・ 議員の身分及び待遇
- ・ 議会改革
- ・ 基本条例の見直し
- ・ 最高規範性

第 17 委員会 平成 22 年 7 月 16 日

議会基本条例 条文検討について

- ・ 議員の身分及び待遇
- ・ 前文

政治倫理条例の検討開始

第 18 回委員会 平成 22 年 8 月 5 日

議会基本条例 条文検討について

- ・ 前文

政治倫理条例委員案の提出

第 19 回委員会 平成 22 年 8 月 18 日

議会基本条例 条文検討について

- ・ 全体を通しての見直し、確認作業

第 20 回委員会 平成 22 年 9 月 8 日

議会基本条例 条文検討について

- ・ 文書法規担当との調整

政治倫理条例の検討方法の確認

第 21 回委員会 平成 22 年 9 月 17 日

議会基本条例について

- ・ 議員意見に対する対応の検討

政治倫理条例について

H22.9.17

- ・ 全員協議会において素案を報告し、修正等に関する意見を聴取

第 22 回委員会 平成 22 年 9 月 29 日

- 議会基本条例について
- ・市民説明会の運営検討
- 政治倫理条例について

第 23 回委員会 平成 22 年 10 月 6 日

- 議会基本条例について
- ・市民説明会について
- ・佐倉市議会基本条例に関するアンケート（説明会来場者対象）について
- 政治倫理条例について

第 24 回委員会 平成 22 年 10 月 25 日

- 政治倫理条例について

H22.10

- ・市内 5 か所で素案に関する市民説明会を開催
- ・アンケートを実施

第 25 回委員会 平成 22 年 11 月 15 日

- 議会基本条例について
- ・市民意見について
- ・アンケートの結果について
- ・市民説明会における意見への対応
- 政治倫理条例について

第 26 回委員会 平成 22 年 11 月 18 日

- 議会基本条例について
- ・成案の調製
- 政治倫理条例について

H22.11.22

- ・全員協議会において成案

第 27 回委員会 平成 22 年 12 月 10 日

- 政治倫理条例について
- 議会基本条例について

H22.11.30

- ・成案に関する説明会を開催

## 議会改革の課題と議会基本条例の意義

2010年1月13日

廣瀬克哉 (hirose@hosei.ac.jp)

法政大学教授・自治体議会改革フォーラム代表

### 1. 議会改革の広がり

議会基本条例 84 議会で制定済み

27 町村、10 道府県、47 市（内 2 政令市）へと展開

過半数の議会が何らかの改革に取り組む

53.9%の議会が改革に取り組む（2009年自治体議会運営実態調査）

議会改革が「標準」ではあるが.....

- ・議会基本条例の自己目的化の問題

議会基本条例制定後議会活動が変わる議会と変わらない議会

- ・議会の議会による議会のための議会改革？

議会改革への市民の関わりはまだ薄い

市民からは「見えていない」自治体議会

住民から顔が見える議会になるためには何が必要か？

### 2. 分権改革と自治体の自己決定権・責任の拡大

機関委任事務制度の廃止（2000年分権一括法施行）

- ・議会の権限が自治体の事務・事業のすべてに及ぶ
- ・法定受託事務であっても条例制定権の対象

第 29 次地方制度調査会における「転換」

- ・分権の発想が議会にもようやく及ぶ
- ・議会基本条例の意義の認知

近年、それぞれの議会において、議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定するなど、従来の運用の見直しに向けた動きが見られるところであり、引き続きこのような自主的な取組が進められることが期待される。

（第 29 次地方制度調査会答申）

- ・議決事件の追加等の積極的な意義づけ

各地方公共団体においては、中長期的な地域の課題を議会で議論するため、総合計画やその他の法定の計画を議決事件として追加するなどの取組が行われており、このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される。

### 3. 議会基本条例を生み出した栗山町議会の例

#### 中長期財政問題検討特別委員会

財政に強い議会

財政的に持続できる自治体をつくる

#### 議会報告会

議員個人ではなく議会という機関として活動を報告

町内 12 箇所に赴いて直接住民と対話

議決した議案を説明できる議員であることが求められる

#### 議会基本条例（日本最初の議会基本条例）

「議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおし、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。」

（栗山町議会基本条例前文）

#### 何故条例なのか？

議会内部だけの問題ではない

市民（主権者）・首長（二元代表の他方）・議会の関係

#### 町長の反問権

質問、質疑を一方通行でなくする

いきいきとした活発な論議を期待

#### 政策情報の提供（町長の努力義務）

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

#### 総合計画議会案の作成と市民参加組織との共同作業

首長の下での市民参加と議会の関係を改革

基本構想議会案の作成

総花的な「発展計画」ではなく自律的な自治体経営の「総合計画」

「一般会議」による議会と総計審（公募委員を含む）との対話

7割型議会案に沿った計画の策定

#### 合併に関する議会報告会と住民投票

3 町合併構想（2008年）に関して栗山のみ議会が報告会開催

判断材料を議会が提供、判断は町民

議会基本条例を改正し住民投票条項を盛り込む

議会モニター・議会サポーター

公募の町民の議会モニター

「監視」をこえて「共同作業」志向（条例づくり？）

外部のプレーンとのネットワーク（無償）

#### 4．会津若松市議会の例

2007年夏から議会改革の検討

公募市民委員と学識経験者の参加

2008年6月に議会基本条例策定

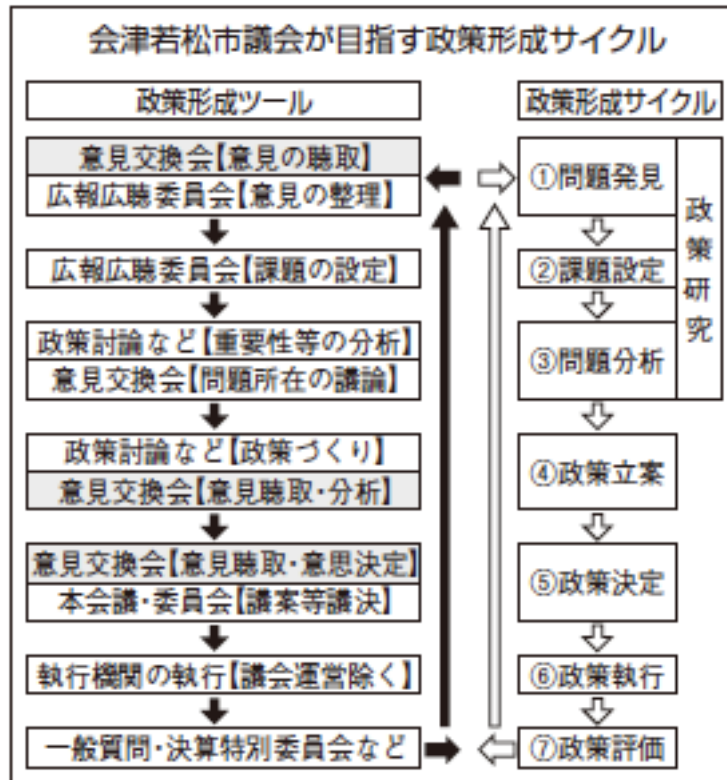
市民との意見交換会と政策討論会が柱

市民から提起された政策課題を議会側で整理し

議員間の政策討論で政策的な対応を具体化

検討の中間報告をもって住民との意見交換に臨む

そのうえで議会としての意思決定へ



## 5 . 議会改革の過程が重要

議会は議会だけで存在しているわけではない

議会と市民の関係の中にこそ議会活性化の鍵がある

直接の対話は議会・議員を変える

やりがい、緊張感、「脳に汗をかいた」

直接の対話は市民の議会を見る目を変える

「栗山には議会があつて良かった」

「議員さんに任せっぱなしではいけないと思った」

議会の側から仕掛ける必要

委員会傍聴者との対話（所沢市議会特別委員会での取り組み）

議員間の議論も聴いた上で発言 = 共通の土俵

議会改革の論点、争点を共有する市民が生まれる

公聴会、ミニフォーラムの成功の下地はこの過程でつくられた

市民との共通認識の基盤

市民の前で議員（特別委員会委員）が長時間議論

委員間の共通認識にもとづいた統一感ある市民への説明

= 基本条例成立後の新しい議会・市民関係の種を蒔く

# 議会基本条例 に関する



## 市民意見を募集します!!

佐倉市議会では、『議会改革特別委員会』を設置し、実務的な課題を解決しつつ、議会基本条例制定に向けた検討を行っております。

つきましては、議会基本条例制定に関しまして、広く市民の皆様のご意見を下記により募集いたします。

募集するテーマは、議会基本条例に関するものであれば何でも結構です。佐倉市議会が、真に市民の皆様にとって身近なものになるために、皆さんの声をお聞かせください。

**募集期間** ... 平成22年3月31日まで

**応募方法** ... 次の方法でお願いします。

- (1) 郵送 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地 佐倉市役所 議会事務局 行
- (2) FAX 043-486-2508
- (3) 電子メール gikai@city.sakura.lg.jp

なお、応募意見を整理させていただくために、以下の項目について、可能な範囲でご記入ください。

居住地区 [佐倉・臼井・志津・根郷・和田・弥富・千代田]

年齢階層 [例；30歳代]

性別

居住年数 ... 佐倉市にお住まいになってからの年数

### 応募意見の取り扱い

応募頂きましたご意見につきましては、特別委員会等における検討資料として、配布、公表させていただきます。また、それぞれのご意見に対する回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

### 個人情報の取り扱い

ご意見の応募に当たり、氏名等の個人情報を明記する必要はございません。なお、記載のあった個人情報に関しましては、当該業務のみで使用することとし、佐倉市個人情報保護条例に従って適正に管理いたします。

### 【お問い合わせ先】

佐倉市議会事務局 電話 043-484-6176





## 意見 1

### 議会基本条例に関する市民意見の応募

1. 議会はいこれまでの古い条文を今日的な価値に基づき市民本意のものに改変する。また、慣例や前例にとらわれた議会運営を廃し、市民本位に適したものに改め民主的な運営に努める。
2. 市民、行政、議会の関係は、公正、公開、透明性を高め、かつ緊張あるものに保つこと。
3. 議会は、市民参加を基本にした議会運営を確保するため、議会報告会、議会広報などの充実を図り、パブリックコメントを担保するシステムを創ること。
4. 議会は、行政を監視するとともに、市民の意見をくみ上げ、市民本位の施策を進めるよう指導すること。
5. 議員は、地元利益や業界利益を追うのではなく、市民のリーダーとして市民全体の奉仕者に徹すること。

#### 【意見提出者属性】

居住地区；志津 年齢階層；60歳代 性別；男性 居住年数；40年

## 意見 2

### 議会基本条例に関する意見

1. 市民の市議会に対する評価は必ずしも高くありません。このような中で、二元代表制の一翼を担う市議会がその役割・使命をしっかりと果たし、「市民に信頼される市議会」を目指して「議会基本条例」の制定を図ることは時宜にかなっているものと評価します。
2. 本年12月の制定を目途にして作業を進めていると聞いています。市民の中には「拙速」との意見もありますが、既に80以上の自治体で制定されており、それらを参考に条文整理をすれば作成することは難しいことではありません。その点から今任期中にまとめることについては反対しません。問題は、条例制定過程でいかに市民の声を聞き、一緒に作り上げる手間暇をかけるかです。議会改革特委員会では、制定に向けた「工程表」のなかで具体的にどのように市民の声を反映させるのか具体的に明らかしていません。早急に市民に示していただきたい。
3. 策定過程への市民参加として、広く議会基本条例に関する市民との懇談会、条例素案に対するパブリックコメント、条例素案についての意見交換会、などを実施していただきたい。また、市民の意見が聞き捨てられることなく、提言内容がきちんと検討できる時間を取って設定していただきたい。よほど急がないと時間切れになってしまいます。
4. 議会改革特別委員会での議論が煮詰まる中で、素案が示されることになるとと思いますが、次の諸点についてしっかりと検討していただきたい。

理念を謳う「前文」は、「市民主権」の立場から練って、こだわって書いてほしい。

「市民と議会との関係」がどう描かれているかで、この条例の価値が決まるといっても過言ではありません。「公聴会制度及び参考人制度の活用」、「議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会の実施」、「重要案件については原則としてパブリックコメントの実施」については条文に入れていただきたい。

「議会と行政の関係」では、両者の緊張関係の保持が重要です。その担保のために、現行の「一問一答方式」とともに市長の「反問権」は不可避であると考えます。また、「議決責任」を全うするため、提案者に提案経緯・理由、他の自治体の類似政策との比較、将来負担を含む経費及び財源等を明らかにするよう求める規定を設けていただきたい。

「議会における審議の充実」のため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正等、市長に対し政策提言を行うための仕組みをきちんと規定していただきたい。併せて個々の議員の資質向上を図るような仕組みもつくと市民の議会への信頼は得られません。

当条例制定のきっかけの一つは、議員による「口利き」問題の発覚でした。その点からも「議員等の倫理問題」は避けて通れません。「倫理条例」の制定等と一体で、再発を防止し、市民の不信感を払しょくする内容の条文にしていただきたい。

議会傍聴をして感じることは、「傍聴規則」によくあらわれているように、市民に「傍聴させてやる、認めてやる」という立場で貫かれているということです。資料はない、よく聞こえない、長い間座ってられない、メモもしにくい、審議中断・再開しても説明もない等々。条文に「市民の傍聴意欲を高める議会運営に努める」等の1条(項)を加えて欲しい。

#### 【意見提出者属性】

居住地区；佐倉 年齢階層；60歳代 性別；男性 居住年数；19年

### 意見 3

佐倉市議会基本条例に関する市民意見      あるいは市議会改革のためのある市民の提言

#### 1. 「議会の永久の矜持」

民主社会においては、議会は市の最高機関であり市の唯一の立法機関である、ということになる。市議員が市職員に圧力をかけたという誠に遺憾な出来事があった。あくまでも社会作りは脅しではなく言論によってでなくてはならない。したがって、議会は市における最高の機関であり唯一の立法機関であるという矜持を永久に失ってはならない。

#### 2. 「議会による市民参加の手順」

司法における裁判員制度のように、また事業仕分けなどのように、最近各方面で直接には利益のない者の参加を積極的に促す傾向にある。第三者の目線で今までとは異なる意見を生み出そうという狙いようだ。市議会でも同様の動きがあるようだ。だが他方で、第三者に当事者が作った台本どおりに話させ行為させ、当事者がこの第三者に責任を転嫁させる危険性もある。つまり、権力者側（市議会）の責任逃れの根拠作りのために市民参加が進められるという懸念がある。例外はあるかもしれないが、基本的に情報量の点で圧倒的に市民は議会と較べて不利な立場に立たされている。何でもかんでも市民参加を唱えることは市民が議会によって期待通りに動かされ操作される恐れが出てくる。ゆえに議会が市民を自己の特権を保身するための道具とすることのないように市民参加を呼びかける際には明確な目標と具体的で裏のない利益を提示するという前提を「議会基本条例」で定めるべきである。

#### 3. 「常に変わる議会」

現代において日本社会は意気消沈している。少子高齢化など将来への不透明さや不確実性が増し、そしてグローバルで熾烈な経済競争が展開される中、今年（2010年）にも「世界第2位のGDP」の称号を中国に譲ることになることが濃厚であり、日本は諸々の変化に翻弄されているように思える。そうであるがゆえに議会が変わることの社会に与えるインパクトは大きい。議会の変化は社会活性化の源である。そこで65歳定年制と特定枠の導入を提言したい。優秀な者が何年も議員を務めるのは社会のためになる。しかし、議席を何年も占め続けるのは次世代を担う議員の経験を積む機会を減らす弊害をもたらす。そこで65歳に達したら議員を辞職するという規定を設け、次代を支える人に政治経験を積ませる機会をたくさん確保することは大切なことである。次に議員数の一定の枠に特定の階層を割り当てることである。すなわち、若者枠、女性枠、永住外国人枠を設けるのである。若者、女性、外国人といった多様な視点を議会により反映させることができるようになり、これまで解決困難であった問題に別の解決方法が見出せるであろう。65歳定年制および特定枠の導入は議会を活性化させ、変化する社会が生む諸問題を解決する策を提示してくれることであろう。

#### 【意見提出者属性】

居住地区；臼井      年齢階層；20歳代      性別；男性      居住年数；約20年

#### 意見4

##### 佐倉市議会基本条例に関する意見

過去3回にわたり議会改革特別委員会を傍聴させていただきました。最初に傍聴した時は、インターネット放送をめぐるテクニカルな議論がなされており、まさに私が要求し続けてきたことを議論しており、「議会改革」の名に恥じない議論をしていると理解しました。

ところが、2回目に傍聴した時、驚いたことに議題は「議会改革」ではなく、「議会基本条例」に変わっていました。3回目の傍聴も前回に続き、「議会基本条例」の条文検討でした。

議員たちが議会基本条例を真剣に討論するために、各会派が持ち寄った条文を、条文ごとに検討することはとてもよいことです。しかし、私としては多少腑に落ちないことがいくつかあります。以下箇条書きで若干の懸念を述べさせていただきます。

1. 会派に属していようとまいと、議会のあり方についての議員間には意見の違いがたくさんあるはず。まず、現行地方自治法および議会関連条例から見て、今の議会のあり方はどうなのか？十分機能しているか？していないとしたら、問題は何なのか？市民はどう見ているのか？
2. 次に、憲法などのからみて、理念型としての議会はどうかあるべきなのか？それから見て、今の議会はどうか？問題はあるのか？あるとすれば何なのか？市民はどう見ているのか？
3. 市民に対する説明責任と情報公開の徹底と条例の条文に入れても、実際にどうするのか？議会による市民説明会、議会広報・公聴会という形式を使うにしても、具体的には？
4. さまざまなことが考案され、市民に内容を周知するにしても、議会は予算を獲得できるのか？
5. いつ、どの時点で市民とこの件で意見交換会を持つのか？または、持たないで終了か？

議会基本条例をつくることには基本的に賛成ですが、拙速でよいのかという心配がどうしても拭い去れません。作り方に関して、さまざまな方法があることも事実です。今行っている方法の利点を挙げれば、時間的にはかなり短い時間で、条文を纏め上げられること。その上、副次的な効果として、議論の過程で多くの議員が当該条例に関することをたくさん研究し、自ら考えるでしょう。

私の意見を全部取り入れて、基本条例を作るべきだとはもちろん考えていません。でも、議論の過程で、常に現行の関連法律、条例、それらを縛る憲法を頭の中で思い出しながら討論をしてもらいたいと考えています。条例制定前には是非実行していただきたいことが二つあります。

第一は、議会基本条例の条文毎の検討をすると同時に、今でも改革できる項目はすぐにも実行できるようにしてもらいたい。

例としては、本議会も常任委員会も傍聴者に対する資料がないに等しい。プロジェクターの導入ができないなら、ハードコピーを用意する（勿論返却をする）と同時にHPに載せるとか。

近い将来、全ての委員会もネット配信できるようにする。

第二は、市民との意見交換の場を複数回設置することが特に重要です。

なぜこのことを述べるかという、議員の方々も周知のように、市が第4次総合計画のタウンミーティングを行ったときにどれだけの人が集まったかご存知でしょう。こんなに少ない人で果たして何か意味のあることが討論されるのでしょうか？問題は、どうしてこのような重要なことに参加者が少ないのか？多くの人々が簡単に指摘するのは、住民の無関心です。でも本当にそうなのか？過去佐倉市、県、中央政府が市民にして来た事が市民を無関心にしてきたのではないのか？

多くの議員が毎回委員として、傍聴議員として参加しているのは、議員各位の関心の高さを現していると思います。各位が自分たちの支持者にこの基本条例の重要性を支持者の会を開いて説明し、市民の間で関心を高めてほしい。そうすれば、意見交換会を開いてもタウンミーティングのような自慢できない結果にならないでしょう。

#### 【意見提出者属性】

居住地区；佐倉 年齢階層；60歳代 性別；男性 居住年数；19年

# 佐倉市

## 議会基本条例(素案)

に関する説明会を開催します!!

佐倉市議会では、『議会改革特別委員会』を設置し、実務的な課題を解決しつつ、議会基本条例制定に向けた検討を行ってきました。

平成21年3月24日に開催した第一回特別委員会以来、22回におよぶ委員会審議、議員研修会などを経て、本市議会としての素案を取りまとめました。



本市議会といたしましては、広く市民の皆さんにご意見を頂き、成案として取りまとめていきたいと考えており、以下により、説明会を開催することといたしました。

住民説明会では、素案作成にたずさわった「議会改革特別委員会」の委員が、素案について説明するとともに、皆さんのご意見を直接お伺いさせていただきます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

### 《説明会の開催予定》

10月10日(日)	午後 6時30分より	西志津ふれあいセンター(会議室)
10月14日(木)	午後 6時30分より	志津コミュニティセンター(調理室)
10月23日(土)	午前10時00分より	ミレニアムセンター佐倉(第3,4会議室)
10月26日(火)	午後 1時30分より	根郷公民館(集会室)
10月31日(日)	午後 1時30分より	臼井公民館(集会室)

説明会は2時間程度を予定しております。

事前申し込みは不要です。

各会場の駐車場には限りがございますので、お乗り合わせ、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 佐倉市議会事務局 電話 043-484-6176

## 議会基本条例とは

議会基本条例とは、地方議会の運営方法を定めた条例です。

平成 18 年、北海道栗山町で全国初となる基本条例が制定され、その後、多くの自治体で制定に向けた議論が活発に進められてきました。

## 佐倉市議会の取り組み

改選後の平成 19 年、議会運営のあり方について再検討する必要性を認識し、各会派の代表者を構成員としたあり方検討会において、平成 21 年 3 月からは、「議会改革特別委員会」を正式に設置し、必要な議会改革に取り組んできました。

これらの会議では、議会基本条例について検討するほか、「佐倉市議会議員顕彰要綱の廃止」、「政務調査費取り扱い基準の見直し」、「一般質問手法の見直し」など、可能な部分からの改革を進めてきました。

## 佐倉市議会基本条例（素案）の前文と構成

地方分権の進展に伴い、地方自治体（以下「自治体」という。）の役割及び責任が拡大する中、自治体の事務に関する議会の審議権、議決権、調査権、検査権等が拡大強化された。

議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ二元代表制の趣旨を踏まえ、緊張感を持って真摯に向かい合うとともに、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら、佐倉市として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会及び議員は、積極的な情報公開を通じて市民への説明責任を果たし、市民参加による多様な意見を聴いた上で、公平、公正かつ透明な議会運営の下、議員間の自由闊達な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行っていかねばならない。

佐倉市議会は、地方自治の本旨の充実に向け、これまで積み上げてきた議会改革をさらに進めて行くことを決意し、また、議員の政治倫理に関する決議（平成 21 年 3 月 24 日決議）で示された議会の役割を各議員が自覚し、専ら公益に資する立場として議員が自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく、ここに、議会の最高規範となる議会基本条例を制定する。

前 文	
第 1 章	総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章	議会及び議員の活動原則（第 3 条 第 5 条）
第 3 章	市民と議会との関係（第 6 条 第 8 条）
第 4 章	議会と行政機関との関係（第 9 条・第 10 条）
第 5 章	議会における審議（第 11 条・第 12 条）
第 6 章	議員間の自由討議及び政策討論会（第 13 条・第 14 条）
第 7 章	委員会の活動（第 15 条）
第 8 章	議会及び議会事務局の体制整備（第 16 条 第 22 条）
第 9 章	議員の政治倫理、身分及び待遇（第 23 条 第 25 条）
第 10 章	最高規範性及び継続的な検討（第 26 条 第 28 条）
附 則	

素案につきましては、佐倉市議会のホームページ（<http://sakurashigikai.gijiroku.com/>）及び市政資料室（市役所 1 号館 2 階）にて公開しております。

**議会基本条例に関する意見を募集いたします。**基本条例に関することなら、どんなことでも結構です。郵送、ファックスもしくは電子メールでご提出ください。なお、提出期限は 10 月末日です。是非、皆さんの声をお聞かせください。

郵 送 先 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地 佐倉市役所 議会事務局行  
ファックス 043-486-2508  
電子メール gikai@city.sakura.lg.jp

## 佐倉市議会基本条例に関するアンケート

本日は、佐倉市議会基本条例の説明会にご参加いただきありがとうございます。  
佐倉市議会では、昨年3月に「議会改革特別委員会」を設置し、議会基本条例の策定に向け取り組んでまいりました。

基本条例の研修、先進事例の調査検討などを行い、現在まで23回に及ぶ議会改革特別委員会での協議を経て、条例の素案をまとめました。

さらに、市民の皆様のご意見、ご要望をいただき、より良い条例にしていくためアンケートにご協力をお願いいたします。

【各項目の□内にチェック又はご記入願います。】

1.あなたは、どちらにお住まいですか。

志津地区 臼井・千代田地区 佐倉地区 根郷地区 和田・弥富地区

2.あなたは男性、女性どちらですか？

男性 女性

3.あなたの年齢は次のどれにあてはまりますか？

10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上

4.あなたは、この説明会を何で知りましたか？

回覧 ホームページ 広報 議員の案内 その他（ ）

5.あなたは、議会基本条例について、佐倉市議会が取り組む以前から知っていましたか？

知っていた 知らなかった

6.あなたは、この説明会で佐倉市議会基本条例（素案）について理解できましたか？

理解できた ある程度理解できた あまり理解できなかった  
理解できなかった

7.あなたは、市議会に関心がありますか？

関心がある 少し関心がある 関心がない

8.あなたは、市議会に対する情報をどのような方法で得ていますか？（複数回答可）

傍聴 市議会だより ホームページ ケーブルテレビ 議員

【ご協力ありがとうございました。】

9.あなたは、市議会に市民の声が反映されていると思いますか？

反映されている ある程度反映されている 反映されていない

10.あなたは、市議会議員に自分の意見や要望を伝えていますか？

意見や要望を伝えている（以下の質問にお答えください）

どのような方法で伝えていますか？（複数回答可）

議員に直接 議員に電話 議員にFAX 議員にメール 議員に手紙

意見や要望を伝えていない（以下の質問にお答えください）

意見や要望を伝えない理由は？

伝える意見や要望が特段ない 議員に遠慮して伝えていない

議員に意見や要望しても実現しない

知っている議員がない 伝える手段がわからない

意見や要望は直接、市役所に伝える

11.あなたは、今の市議会をどのように評価しますか？

評価する ある程度評価する あまり評価しない 評価しない

12.あなたは、市議会の改革が必要だと思えますか？

改革が必要である（以下の質問にお答えください）

具体的な改革の内容を選んでください。（複数回答可）

市議会を夜間や日曜日にも開く 市議会の力を強くする

市議会だよりの発行回数を増やす

市議会のホームページを充実させる 議会報告会を行う

議員がもっと市民の声を聴く

改革は必要ない

13. 条例素案の中に加えたり、削除したり、あるいは修正したほうがよいと思われる事項や箇所がありましたら記入してください

[ ]

14. いままでの質問のなかで選択肢になかったことで記入したいことやその他、ご意見ご要望等があれば自由に記入ください。

[ ]

[ ご協力ありがとうございました。 ]



## 「佐倉市議会基本条例に関するアンケート」集計結果

### 【回答者属性】

1.あなたは、どちらにお住まいですか。

	合 計	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
合 計	92	19	21	19	15	18
志 津 地 区	36	14	15	2	2	3
白 井 ・ 千 代 田 地 区	21	5	3	2	2	9
佐 倉 地 区	22	0	2	12	3	5
根 郷 地 区	11	0	0	3	7	1
和 田 ・ 弥 富 地 区	0	0	0	0	0	0
無 回 答	2	0	1	0	1	0

2.あなたは男性、女性どちらですか？

	合 計	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
合 計	92	19	21	19	15	18
男 性	54	12	8	14	11	9
女 性	36	7	12	5	3	9
無 回 答	2	0	1	0	1	0

3.あなたの年齢は次のどれにあてはまりますか？

	合 計	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
合 計	92	19	21	19	15	18
10 歳 代	0	0	0	0	0	0
20 歳 代	0	0	0	0	0	0
30 歳 代	1	0	0	0	0	1
40 歳 代	9	3	5	1	0	0
50 歳 代	19	4	3	4	6	2
60 歳 代	36	8	9	3	6	10
70 歳 代	24	4	3	10	2	5
無 回 答	3	0	1	1	1	0

**【説明会情報の取得状況】**

4.あなたは、この説明会を何で知りましたか？（複数回答）

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	104	22	22	23	17	20
回覧	25	4	8	4	4	5
ホームページ	6	0	2	2	1	1
広報	25	3	1	8	7	6
議員の案内	39	13	9	7	4	6
その他	5	2	0	1	0	2
無回答	4	0	2	1	1	0

**【議会基本条例に関する認知度】**

5.あなたは、議会基本条例について、佐倉市議会が取り組む以前から知っていましたか？

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	92	19	21	19	15	18
知っていた	48	12	9	11	8	8
知らなかった	41	7	10	8	6	10
無回答	3	0	2	0	1	0

**【説明会における理解度】**

6.あなたは、この説明会で佐倉市議会基本条例（素案）について理解できましたか？

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	92	19	21	19	15	18
理解できた	16	3	2	6	3	2
ある程度理解できた	46	11	8	9	7	11
あまり理解できなかった	9	3	2	0	2	2
理解できなかった	3	0	1	1	0	1
無回答	18	2	8	3	3	2

**【市議会に対する関心度】**

7.あなたは、市議会に関心がありますか？

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	92	19	21	19	15	18
関心がある	69	16	12	14	11	16
少し関心がある	19	2	8	5	2	2
関心がない	1	0	0	0	1	0
無回答	3	1	1	0	1	0

【市議会との関係等】

8.あなたは、市議会に対する情報をどのような方法で得ていますか？（複数回答）

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	205	35	45	49	34	42
傍聴	39	6	7	10	4	12
議会だより	75	14	16	15	13	17
ホームページ	24	6	4	5	4	5
ケーブルテレビ	19	0	5	6	6	2
議員	44	9	12	11	6	6
無回答	4	0	1	2	1	0

9.あなたは、市議会に市民の声が反映されていると思いますか？

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	92	19	21	19	15	18
反映されている	3	0	1	1	1	0
ある程度反映されている	41	7	16	8	4	6
反映されていない	31	6	2	7	9	7
無回答	17	6	2	3	1	5

10. あなたは、市議会議員に自分の意見や要望を伝えていますか？

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	92	19	21	19	15	18
伝えている	55	12	16	12	7	8
伝えていない	26	2	4	5	7	8
無回答	11	5	1	2	1	2

10-1.どのような方法で伝えていますか？（複数回答可）

	合計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合計	66	13	19	16	8	10
議員に直接	49	11	13	12	7	6
議員に電話	9	1	5	1	1	1
議員にFAX	0	0	0	0	0	0
議員にメール	5	1	1	2	0	1
議員に手紙	1	0	0	1	0	0
無回答	1	0	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	0	1

その他の回答は、「市長へ手紙」と回答。

10-2.意見や要望を伝えない理由は？

	合 計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合 計	35	2	4	8	9	12
伝える意見や要望が特がない	3	0	1	0	2	0
議員に遠慮して伝えていない	2	0	0	0	1	1
議員に意見や要望しても実現しない	3	0	0	0	1	2
知っている議員がいない	6	0	0	1	2	3
伝える手段がわからない	9	2	0	2	1	4
意見や要望は直接、市に伝える	10	0	1	5	2	2
無 回 答	2	0	2	0	0	0

11. あなたは、今の市議会をどのように評価しますか？

	合 計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合 計	92	19	21	19	15	18
評 価 す る	3	0	1	2	0	0
ある程度評価する	33	8	12	5	5	3
あまり評価しない	34	3	5	10	6	10
評 価 し な い	6	1	2	0	0	3
無 回 答	16	7	1	2	4	2

12. あなたは、市議会の改革が必要だと思いますか？

	合 計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合 計	92	19	21	19	15	18
改革が必要である	77	14	18	16	13	16
改革は必要ない	2	0	0	1	1	0
無 回 答	13	5	3	2	1	2

12-1.具体的な改革の内容を選んでください。(複数回答)

	合 計	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
合 計	170	29	29	43	27	42
市議会を夜間や日曜日にも開く	24	4	3	8	3	6
市議会の力を強くする	8	2	1	1	1	3
市議会だよりの発行回数を増やす	17	4	3	5	3	2
市議会のホームページを充実させる	16	3	2	4	1	6
議会報告会を行う	47	7	9	12	8	11
議員がもっと市民の声を聴く	50	6	9	13	9	13
無 回 答	6	2	2	0	2	0
そ の 他	2	1	0	0	0	1

その他の回答は、「質問会の開催」及び「『市民の窓』の設置」と回答。

13. 条例素案の中に加えたり、削除したり、あるいは修正したほうがよいと思われる事項や箇所がありましたら記入してください。

	意見記載者数	意見数
合 計	27	30
第1回	1	1
第2回	3	3
第3回	10	11
第4回	6	8
第5回	7	7

no.	回 答
1	第7条を充実させる、具体的条文に。
2	はじめてのことなのに努力をしていることが伺えます。今日の中から今後の検討課題として役立てて下さい。
3	議会報告年1回程度
4	前文の中になぜ佐倉市に議会改革特別委員会を開かなければならなかったのか、佐倉市議会としての反省も入れるべき。
5	用語の定義を別記して明確にしていきたい。「市民自治」は地方分権の重要な理念、委員会でもっと議論をしていただきたい。市民権は憲法の理念に基づくものであり、本条例でもそのあり方について明示していただきたい。
6	インターネット配信をさっそく始めて
7	行財政改革は当然です。
8	削除第27条
9	16条の3「すべての証票」とすべきでは。
10	本会議は無理かと思うが、各委員会の傍聴人等の意見を、条件付きでも良いから、聴く機会を与えて欲しい。
11	この辺でよいかと思う。要は議員、議会の意識を高めること。条例が出来るから終わりではない。
12	質問・要望が多く出たが、第1歩として踏み出しても良いと思う。今後はこのような機会の対策が必要と考える。
13	16条 政務調査費は、議員には支出せず会派に支出したらどうか。
14	第10章最高規範性の条項は削除して下さい。危険なおおがします。市民権を入れること。
15	危機管理の条文を入れた方がよい。非常事態を想定しての組織体制づくりも必要と思います。
16	28条3-5 期間を入れたらよい
17	議員間で政策を煮詰め、合意のうえ決議し、市に実行させる道が必要だと考える。「政策立案」の項が必要
18	「自治基本条例」に基づいて「議会基本条例」を定める」という文言が必要と思う。
19	「佐倉市の未来像(市の構想に基づくものではなく)を市民の意見を反映させて議会で検討する」という文言が必要と思う。
20	第7条「次に掲げる方法を適宜用いるものとする」を、「議員と市民が自由に意見交換をする議会報告会(又は意見交換会)を行うものとする」と改めること。「やる」との答弁なので「適宜」は削るべき。
21	前文から第28条まで削除、修正。さらに新規内容等について私案をお渡し致しました。
22	審議会への不参加は、情報不足になりかねない。
23	24条、25「経費削減の視点だけでなく」を修正、 不断の行財政改革は言うまでもなく
24	第7条「議会は・・・適宜用いるものとする」を「議会は・・・適宜開催しなければならない」に修正を願いたい。
25	行政の運営について、懇話会とか審議会などで事実の方向性や計画、実施を議論しています。この中に議員が担当別に参加し、チェック機能、監視機能を発揮しなければ議員の意味がない。
26	第9章に「議員の多選禁止」の項目を入れるべきである。即実行出来なければ議員の中で議論をしてもらいたい。
27	使用した法律的用語で分かりにくい所は別の言葉で表現してほしい。
28	議会報告会は必ず開く(年会)、各委員会、議員を指定して参加させる。
29	議員や市長の給料を半額にして、ボーナスを永遠にゼロにして欲しい(または景気が良くなるまでボーナスゼロで)。
30	議決責任は大切なことですが、どのように責任を果たすのか不明、説明責任だけか?

14. いままでの質問のなかで選択肢になかったことで記入したいことやその他、ご意見ご要望等があれば自由に記入ください。

	意見記載者数	意見数
合計	24	29
第1回	1	1
第2回	3	4
第3回	9	11
第4回	3	4
第5回	8	9

no.	回 答
1	議員と市民の関係についてもう少し具体的に。
2	前向きな意見に賛成していきたい。弱者のためにどうか忍耐強く基本条例を達成していただきたいです。
3	6条の4、法109条の2第6項ですか、法109条第6項ですか？
4	森野委員長は冷静でとてもよかった（挑発にのらず）。
5	栗山町・京丹後市を参考にして追いつけ、追い越せ。
6	会派はともすれば議会制民主主義に反する動きにつながるおそれもある。結成は自由であるとしても基本条例にあえて記載する必要はないのでは。
7	視点（情報公開、市民参加、説明責任）と対象（対市長、対議員、対市民）を整理して議論してほしい。
8	議員も交替制で相談窓口等へ出よ。支援者以外の声を聴く必要がある。
9	広報活動について、あらゆる手段を通じて行うように。
10	上記（質問13）関連性あり、ご苦労様です。
11	第3章第1条に請願、陳情の受付を入れる。本会議・委員会の会議には速記者を入れ、会議録を早く作成する。
12	この条例は不備が多くあり不完全なので、今年中に議会に提出するのは中止し、当分先に延ばすこと。
13	この条例を作った必要性がわかりません。
14	議員は市民の公僕であるとの自覚を持ち市政にあたっていただきたい。
15	持ち帰りの意見については、必ず何らかの方法で進捗状況をお知らせ下さい。絶対にウヤムヤにしないで下さい。
16	24条、25条の「経費削減の視点だけでなく・・・」私は、これはよく考えられた良い文言だと伝わってきたと思い、賛成です。
17	市民参加の議会説明会等を企画し、方向性を報告し、理解を得られるよう考えて欲しい。
18	議員の定数（報酬も含めて）削減を計るべき。
19	日本国憲法に、国民は「研修します」とか「自由に対論させて下さい」とか「改革を継続します」等の主旨の項目はありません。それは当たり前で書く迄もないからです。例えば前文の一部、第27条等、削除すべきでしょう。構成は対市、対市民、そして議員間のカテゴリーに大別すべきだと思います。なお、定義が定まらない文言及び「充実」とか「わかりやすい」とか形容詞が多く混乱します。
20	施行規則である程度具体例、実現性を示したらいかが？
21	「別に定める」となる各細目の条例をすみやかに作っていく様努力をお願いします。
22	ぜひ行政ルートである市長の窓口に対し、議会・議員ルートである市民の窓口が必要です。市民目線の問題を行政に市民意志を反映してほしい。
23	時代の流れの中で市民の生活も変化している以上、何事も見直しが必要になってくると思う。その一つとして市議会の基本条例の変革も当然必要だと思います。今後も頑張ってよい方向へ行ってもらいたい（定期的に）。
24	開催に先立ち工藤議員の態度、その取り巻きの方々の態度非常に残念でした（人間性）。議会の中での反対意見は議会広報か何かで報道したらどうでしょうか。
25	皆の意見の中にもあったけれど、第7条を充実したものにするため積極的に取り組むことが、この条例を生かす最初の一步となるはず。期待を裏切らないよう頑張ってほしい。
26	教訓として附則中に恫喝の事実を入れる。
27	条例素案が全議員のものとなるよう努力して下さい。
28	佐倉市に落ちつきたい人限定の施設と騒ぎたい人限定の施設を作して下さい。今の佐倉は私にとって生き地獄です。今の佐倉は子供連れと騒ぎたい人限定の地獄です。
29	議員（全員とは言わないが）の勉強が足りないのでは？委員会等に出席すると行政と委員の関係がわかる。

## 「議会基本条例(素案)」に対する本会の意見

- 1 議会改革特別委員会が、「議会改革」を目指して1年以上にわたって議論を進め、遅ればせながらこのような「議会基本条例案」(素案)として市民に示したことは了としたい。  
しかしながら、「議会基本条例」を作れば「議会改革」となるわけではない。私たちは、「議員がまちに出て、市民と意見交換しながら議会基本条例を制定すべきだ」との立場から、「陳情」や「意見メール」を提出したが、取り入れていただけなかった。  
議会改革委は、議会基本条例に関する市民啓発や市民に内容を知らせることなく策定を進め、唐突に今回の「説明会」が設定された。  
私たちは、このような市議会の作成過程については納得できるものではない。

- 2 策定過程の問題は、提案された素案にも反映されている。以下、素案に対する意見を主な点に限り述べる。

### (1) 市民主権を明確に(前文)

前文では、二元代表制が強調されているが、地方自治の根本となる「市民主権」の考え方が見えてこない。市民主権のもと、議会は、市民から負託された議員が市民の意思を市政に反映させる場であることを明確に書き込まれたい。

案 ……市民主権のもと、議会は合議体の機関として、……………それぞれ二元代表制の趣旨を踏まえ、市民の負託を重く受け止めて、緊張感を持って真摯に向かい合うとともに、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、……………

\* 削除は次の段落で「市民参加による多様な意見を聞いたうえで」とあるため繰返しを防ぐもの。

### (2) 「議会改革は」市民の視点から(第3条)

第3条第3号で「市民が参画しやすい議会運営に努め」という条文が入っていることは評価できる。現議会を傍聴をした市民が感じることは、「傍聴を認める」という立場で貫かれており、「参画」など程遠いことである。本会議の傍聴環境の悪さとともに、委員会ですら休憩時間に議員に質問することすら許されていない。改革委は、そうした市民の生の声を聞いて検討されたのか甚だ疑問だ。第7条で定める「参画」制度だけでなく、市民「参画」の第一歩たる傍聴がしやすく、市民意見が反映しやすい環境づくりについて書き込まれたい。

案 ……市民の傍聴意欲を高めるとともに、参画しやすい議会運営に努める。

### (3) 情報の共有と市民意見の把握（第7条）

「・・・、次に掲げる方法を適宜用いるものとする。」として、議会報告会、意見交換会、意見提案手続、議会モニターが列記されている。

私たちは、議会報告会又は意見交換会の確実な実施が議会改革の重要な核の一つと考えている。そこで、「適宜用いる」ではなく、実施が担保されるよう文言に修正されたい。

案 ・・・反映させるため、議会報告会又は意見交換会を行うものとする。  
2 前項に掲げるもののほか、意見提案手続、議会モニター制度その他市民からの意見聴取の機会を設けるものとする。

### (4) 議会運営の効率化を図る工夫が必要

議会運営の効率性の低さは甚だしい。質疑応答に対する集中、理解度向上、時間短縮、諸経費削減等を目的として、先進情報技術の導入により、議会運営の質的充実と効率化を図る必要がある。そこで、「第8章 議会と議会事務局の体制整備」の中に次のような条文（項）を加えられたい。

案 議会は、先進情報技術の発達を踏まえた効率的な議会運営に努めるものとする。

### (5) 議員定数、議員報酬（第24条・25条）

第24条、第25条の第2項では、「・・・、経費削減の視点だけでなく」と表記されている。これは、「市政の現状や課題」、「将来予測や展望」をより強調しているように読みとれる。費用対効果という基本的な観点を軽視して、定数削減や、議員報酬削減議論への防波堤の記述と感じられる。そこで、「行財政改革の視点と共に、・・・」と修正されたい。

### (6) 見直し手続（第28条）

条例目的の達成可否の検証は、井の中の蛙では客観的な検証は出来ない。したがって、「議会運営委員会」の場ではなく、公募市民等も参加した（仮称）議会改革委員会等の場で検証を行うよう改められたい。



前略、説明会ご苦労様です。

今回の議会の説明会(出前)、直接市民との対話が実現した事、議会の大きな前進であつたと思います。

しかし、これが本当の二現代表制の市民から信託を受けた議員の行うべき姿と思っています。

今議会は、極論で、何をやっているかわからない、市の追認機関であれば要らないのではと思われつつ(名古屋市)あります。市民は議会に傍聴しに来いではなく、PRが大切です。議会の重要性を理解してもらう為にも、出前議会等は必要と思います。

以下本題です。

・佐倉市議会基本条例の説明会等で受けた質問、意見等、回答、条例に反映させたかを必ず、公開してください。 とかく役所は意見を聞くだけで、その後どうなったか、わからないと悪評です。

議員の皆さんは先にも述べましたように、市民から信託を受けて活動しているわけですから、その責任を果たしてください。

以上宜しくお願いします。



## 「佐倉市議会基本条例（素案）」への意見書

### <目次>

佐倉市議会基本条例（素案）の総括評／前文	・・・1ページ
目的／議会の役割／議員の活動原則	・・・2ページ
会派／市民と議会の関係／情報の共有と市民意見の把握／ 広報公聴委員会／緊張関係の保持	・・・3ページ
議員間の自由討議／政策討論会／委員会の活動／ 政務調査費	・・・4ページ
議会事務局／議会図書館／機関の設置／ 議員の政治倫理	・・・5ページ
最高規範性／議会改革／見直し手続	・・・6ページ
議会と議員の責務	・・・7ページ

## 1. 「佐倉市議会基本条例（素案）」の総括評

全体的に議会の側に「〇〇ができる」の文言が多いです。そのためこの素案は新鮮味のないものとなっています。また、他の議会の基本条例の研究が足りないと言わざるをえません。議会の側の行為の自制ないし市民の権利の保障を規定する文言に変える、あるいは増やすことでより良い条例にできると私は思います。

## 2. 前文

第1段落は以下のようにもっと肉付けすべきです。

<私案>

「地方分権一括法」の制定以降、地域の問題は国に頼ることなく地域社会が自ら解決していくという流れができた。地方自治体（以下「自治体」という。）の役割と責任が拡大し、議会の自治体の事務に関する審議権、議決権などの権限が強化された。また、法令などについても独自に解釈し運用していくことになり、議会は重い責任を担うこととなった。」

第2段落に「(前略) 緊張感を持って真摯に向かい合うとともに」とありますが、削除していいです。

第3段落で議会と議員の任務を述べてありますが、具体的な目的が書かれてありません。以下のような追加が必要です。

<私案>

「経済の悪化や少子高齢化による将来への不安、そして自然環境の危機など地域社会が抱える問題は山積している。そこで議会及び議員は、現状の問題を解決し将来の不安を払拭して、市民一人一人が民主的、文化的かつ健康な市民生活を送ることのできる豊かな佐倉に向けた街づくりに寄与すべきだと認識し、次のことを行う。積極的な情報公開と積極的な市民参加による公平、公正かつ透明な議会運営ならびに議員間の自由な討議を通じて、政治の空白を阻止し、政策立案や政策提言を行っていかねばならない。」

第4段落では、後で第26条「最高規範性」でも触れますが、「議会基本条例」が議会の最高規範であるとするのは間違いです。佐倉市を構成する議会などの各機関にとって最高規範となるのは「佐倉市自治基本条例」です。「議会基本条例」は議会運営の最高規範です。以下のように変更する必要があります。

<私案>

「佐倉市議会は、日本国憲法、地方自治法及び佐倉市自治基本条例を尊重しかつ擁護し、これまで積み上げてきた議会改革をさらに推進し、また、議員の政治倫理に関する決議（平成21年3月24日決議）で示された議会の役割を各議員が自覚し、市民並びに社会全体の奉仕者として議員自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく、ここに、議会運営の最高規範となる議会基本条例を制定する。」

以下「前文」の私案前文を書いておきます。

<私案>

「地方分権一括法」の制定以降、地域の問題は国に頼ることなく地域社会が自ら解

決していくという流れができた。地方自治体（以下「自治体」という。）の役割と責任が拡大し、議会の自治体の事務に関する審議権、議決権などの権限が強化された。また、法令などについても独自に解釈し運用していくことになり、議会は重い責任を担うこととなった。

議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ二元代表制の趣旨を踏まえ、市民の意思を的確に反映させるために互いに競い合い、協力し合いながら、佐倉市として最良の意思決定を導き出す共通の使命が課せられている。

経済の悪化や少子高齢化による将来への不安、そして自然環境の危機など地域社会が抱える問題は山積している。そこで議会及び議員は、現状の問題を解決し将来の不安を払拭して、市民一人一人が民主的、文化的かつ健康な市民生活を送ることのできる豊かな佐倉に向けた街づくりに寄与すべきだと認識し、次のことを行う。積極的な情報公開と積極的な市民参加による公平、公正かつ透明な議会運営ならびに議員間の自由な討議を通じて、政治の空白を阻止し、政策立案や政策提言を行っていかねばならない。

佐倉市議会は、日本国憲法、地方自治法及び佐倉市自治基本条例を尊重しかつ擁護し、これまで積み上げてきた議会改革をさらに推進し、また、議員の政治倫理に関する決議（平成21年3月24日決議）で示された議会の役割を各議員が自覚し、市民並びに社会全体の奉仕者として議員自らを厳しく律するとともに市民の信頼に全力で応えるべく、ここに、議会運営の最高規範となる議会基本条例を制定する。」

### 3. 第1条「目的」

次のように訂正をお願いします。

<私案>

「この条例は、地方分権ならびに市民自治の時代において、二元代表制の下、議会及び議員の役割と責務を明確にし、また、議会に関する基本事項を定めることで情報公開と市民参加に基づく街づくりための環境を整え、もって市民の生活と福祉ならびに佐倉市の民主主義と市政の健全な発展に貢献することを目的する。」

### 4. 第2条「議会の役割」

第3条「議会の活動原則」と第19条「予算の確保」は第2条「議会の役割」に含めることができると思います。

「議会の活動」として「さらに市民の信託にこたえるべく、議会改革を継続して行う」と「市民生活に害をもたらす政治空白を作らない」の二点を盛り込むべきです。

### 5. 第4条「議員の活動原則」

「議員は法と正義、ならびに良心に基づいて職務をこなすこと」を設けてほしいです。また議員の場合も上記の議会と同様に「市民生活に悪影響を与える政治空白を作らないこと」も必要です。

## 6. 第5条「会派」

会派をわざわざ条文化する必要はないと思います。議会運営を行っていくのは議員個人です。また、最悪の場合「議員間の自由な討議」と第23条「議員の政治倫理」に矛盾する事態が生じかねません。私は会派の存在と活動を否定しませんが、仮に会派を条文で示すのであれば「議員個人による自由な討議を損なうことなく会派を結成できる」という文言にすべきです。

## 7. 第6条「市民と議会の関係」

第3項と第4項は以下のような訂正をお願いします。

<素案>

第3項および第4項「議会は、(中略)市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。」

↓

<私案>

「議会は、(中略)市民等の識見を議会における討議、政策立案及び政策提言に最大限反映させていく。」

## 8. 第7条「情報の共有と市民意見の把握」

「情報の共有と・・・」とありますが、「情報提供の義務と…」にすべきです。と申しますのも議会側の情報は本来主権者である市民のものであるからです。市民に信託された者・機関が知りえた情報を市民の側に提供するのは当然であります。ちなみに、来年四月施行予定の「公文書管理法」では公的部門(行政、議会ほか)の公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源(「公文書管理法」第1条)と位置づけています。

また(4)として「市民投票で意見を聞く」を設けるべきです。

## 9. 第8条「広報公聴委員会」

第21条「議会広報活動」と統一できないでしょうか。また第18条「議会事務局」の下に議会における広報専門の部局を設けることはできないでしょうか。いずれにせよ、議会広報活動を統一させるべきです。

## 10. 第9条「緊張関係の保持」

「緊張関係の保持」という題は恥ずべきことです。そもそも首長と議会が対立・緊張関係にあるのは民主主義社会の前提です。もし素案のまま条例を制定すれば佐倉市の愚かさを世間に見せるだけです。では議会と行政機関との関係はどうあるべきなのかと言えば、イギリスのペーコウ下院議長は次のように述べています。「精査こそ、下院たるものの絶対的核心である。それゆえ、下院とは、精査が行われ、そして、極めて重要なことであるが、精査が行われていると[国民から]見られる場である。これが、多くのものから議会が尊敬される上において根源的なものである。下院が蘇った議会とは、かかるものである」(高見勝利「日本の逆を行くイギリスの議会改革 ウェストミ

ンスター・モデルのゆくえ』『世界』2010年8月号、No.807、160頁)。すなわち行政機関との関係における議会の役割は行政機関と条例案を精査すること、そして行政側に説明責任を果たさせることの二点であります。

### 1 1. 第13条「議員間の自由討議」

第1項を以下のように訂正されることを願います。

<素案>

「議会は、議会在議員による討論の場であることを認識し、議員間の自由な討議に努めなければならない。」

↓

<私案>

「議会は、議会在議員による討論の場であるので、議員間の自由な討議を保障する。」

第2項は記述する必要はないので削除すべきです。なぜなら民主的な社会では当然のことだからです。

### 1 2. 第14条「政策討論会」

誰のために、いつ、どこで開かれるのか不明です。第7条「情報の共有と市民意見の把握」にもっていくことが可能だと思います。

### 1 3. 15条「委員会の活動」

第1項を下記のように改めてほしいです。

<素案>

「(前略) 資料等を積極的に公開し、市民に分りやすい議論を行うよう努めるものとする。」

↓

<私案>

「(前略) 市民に対しすべての資料等を公開し、市民に対して論点を明確にする。」

### 1 4. 第16条「政務調査費」

「政務調査費を有効に活用」し、「使途に関する説明責任を負う」のは一体誰なのか不明瞭です。素案のように「会派及び議員」のままだと、会派が政務調査費に関して責任を果たせばその会派に属する議員個人は責任を果たす必要はないとも読めます。したがって、第1項と第2項の主語となっている「会派及び議員は、…」を改めて、「すべての議員そしてすべての会派は…」とすべきです。

また第3項で「議会は、政務調査費の使途に関し、証票を公開すること等により透明性を確保するものとする」となっています。政務調査費に関して直接責任を負うのは議員と会派であり、議会在なぜ証票の公開を行うのか疑問です。また、どのくらいの頻度で証票の公開を行うのかも素案には書かれていません。したがって、第3項は以下のようにすべきです。

<私案>

第3項「すべての議員とすべての会派は政務調査費の使途に関し、少なくとも一年に一度証票を公開するものとする。」

#### 15. 第18条「議会事務局」

以下のように追加ならびに訂正していただければと思います。

<素案>

「議会は、議会の政策立案能力の向上（中略）を図るため、議会事務局の調査機能（中略）の整備に努めるものとする。」

↓

<私案>

「議会は、議員と議会の政策立案能力の向上（中略）を図るため、議会事務局の調査機能（中略）を充実させる。」

#### 16. 第20条「議会図書館」

次のように訂正ならびに追加してください。

<素案>

「議会は、議員の調査機能に資するため、議会図書館の充実を努めるものとする。」

↓

<私案>

「第1項 議会は、議員の議会活動や調査活動などに資するため、議会図書館を整備する。」

「第2項 議会は、最新の情報技術を積極的に導入し議会図書館をさらに充実させる。」

「第3項 市民ならびに市職員も議会図書館を利用できる。」

第2項に関しては国立国会図書館の保存資料の電子化などが参考になるでしょう。

#### 17. 第22条「機関の設置」

表題は「機関の設置」よりは「調査機関の設置」です。

#### 18. 第23条「議員の政治倫理」

先ほども述べましたが、第5条「会派」は第23条に対立する恐れがありますので「会派」は削除した方がいいでしょう。

第2項については次のようにしていただきたいです。素案のままだと「市民の疑惑」が生じない限り「自己の地位に基づく影響力を不正に行使する」ことは議員に認められるとも読めます。

<素案>

「議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等により市民の疑惑を招くことのないよう努めなければならない。」

↓

<私案>



「議員は、常に法と正義と良心によって職務をこなし、市民全体の奉仕者であることを常に認識していなければならない。」

他方で、議員の職を長期にわたって務めることによって「市民の疑惑」が生じることが考えられます。あらかじめ市民に不信感を与えないようにするために、定年制あるいは在職期限を設けるということも効果的だと思います。

<私案 - A>

「議員は、65歳まで務めることができる。」

<私案 - B>

「議員は、最長3期12年まで務めることができる。」

もし定年制や在職期限を設けるのが難しいのであれば、

<私案 - C>

「議員は、長期にその地位にあることによって市民が疑惑を持たぬよう、長期在職を慎む」

と盛り込むべきです。

## 19. 第26条「最高規範性」

第1項に関してですが、議会における最高規範は「佐倉市自治基本条例」であります。

「議会基本条例」は議会運営の最高規範です。したがって次のように訂正すべきです。

<素案>

「この条例は、議会における最高規範であって、議会は、(中略)この条例に定める事項との整合を図らなければならない。」

↓

<私案>

「この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に反する一切の条例、規則、規程などを制定してはならない。」

また第3項として以下のように加えてほしいです。

<私案>

第3項「日本国憲法、法律及び法令などの条項を解釈し運用する場合には、この条例に照らして判断する。」

## 20. 第27条「議会改革」

具体的に誰が継続的に行っていくのかが分かりません。栗山町の「議会基本条例」には「議会改革推進会議」(第11条)を設置しています。

## 21. 第28条「見直し手続」

第1項に「適宜」という副詞が出てきますが、市民からすればずるい単語です。すなわち、市民が黙っている間は「議会基本条例」を見直す必要はない、と読み取れます。したがって、次のように修正すべきです。

<私案>

第1項「議会は、この条例の目的達成の可否について、少なくとも2年に1度、議会運営委員会で検証するものとする。」

なお「少なくとも2年に1度」は「少なくとも4年に1度」、「少なくとも1年に1度」でもいいでしょう。

## 22. 「議会と議員の責務」の明確化

第1条で「議会及び議会の責務を明確にする…」と書いてあります。しかし、私には、この素案には責務なるものが見えてこない、あるいは仮にあるのだとしても責務だと感じられません。前述の栗山町議会の条例では第25条に「議会及び議員の責務」を設けて「議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない」としています。佐倉市議会は栗山町議会などのような良い先例をもっと研究すべきです。

## 議会条例案への意見

1960年日本事務能率協会のセミナーに招かれたドラッカーは『日本の経営者に望むこと』として特に次の三点を強調した

- (一) 均一性・画一性を排し多様性を奨励すること、それこそが現実である
- (二) 実践・実験を尊重し既成の理論の応用と抽象理念を極力避けること、小さい提案こそ尊重せよ
- (三)・・・それは正当な危険(right risk)なら敢えてそれを犯してどんどん進めるとい  
う思いきった生き方である

それにしても佐倉市の市政には地域創生の個性も創造も見られない

ただ既成理念と公用性汎用性に流され英知ある改革に乏しい。  
おそろしいのはその既性と公用性に無批判のままに追従していることである。

かつて霊園問題をめぐり「全国最低最悪の無駄遣い都市」として全国に報道されるとい  
う屈辱である。

今回市議会はそうした無為墮性を改めて、市民に開かれた議会改革に取り組むという。

はっきり言って 遅い  
はっきり言って 抽象論であって具体性がない  
はっきり言って 経営理念がない  
はっきり言って 市民には見えてこない  
はっきり言って 単なる身分保証と待遇のためか  
自分を磨くという視点がない、政治倫理は情けない

提言を言う

- (一) 議員の任期二期に留め新陳代謝をはかり職業化を止めよ
- (二) 議員の高齢化、職業化を廃し定年65歳とせよ
- (三) 議員の定数を現在の3分の1とせよ
- (四) 議員の才費(歳費)の合計は国民所得の水準に留めよ  
(1000万円にも及ぶこの驕慢(「威張ること」、以下同じ)は如何なることか、  
市民の怒りは厳しい)
- (五) 議員は市民の奉仕者でありボランティアの精神にたて

- (六) 議員はいま改めてドラッカーの経営哲学を学べ  
(ノーベル賞受賞の学者の戒めに耳を傾け身を正せ)
- (七) 議員は創造的改革の立案者でなければならない  
単なる)市政をヨイショしているのに過ぎない無能者は自ら省みて辞退せよ 「政治倫理」の条例はあまりにも情けない。
- (八) 市議会議員の議員演説はあまりに品格がない、下手である。  
原稿棒読みの論議は聴くに絶えない小中学生の意見発表にもはるかに及ばない。
- (九) 議員は自らの言葉を磨け、自らを語れ  
抽象的政治用語官製用語の墮性を改めよ
- (十) 議員の書く議会報告には感動というもの、人間の琴線に触れる表現がない、自らの言葉がない  
感動のない報告文を平然と出し続ける不毛と驕慢に市民はいま震撼とした怒りとおそれを覚えている

文章と言語表現につねに情熱と精進に心掛けよ  
情けない文章や演説は議員としての怠惰である。

もっと自らを人間として磨くこと 人間的精進をしなさい  
選民意識と驕慢は最もおそろしいと自制しなさい

再び言うドラッカーの言葉である

問題はつねに存在する つねにわれわれとともにある  
人間は自らの問題とともに生きることを知らねばならない  
私自身貧弱な見解とともに生きることを改め学ばなければならなかった・・・

### 佐倉市議会基本条例（素案）に対する意見

10月10日（日）西志津図書館の2階で開催された「説明会」に出席しました。この時、疑問点を3点ほどだしまして、ご見解を伺いました。ご回答を得てさらに「素案」を読ませていただきましたが、必ずしも理解が深まったことにはならず、「こうほう佐倉10・15」により重ねて質問し、合わせて現段階の意見を付記します。なお、ご回答は当メールの「返信」を使用されることをお願いします。

#### 1 10月10日の質問事項について

（1）議会基本条例が、何故「今、喫緊のこと」なのか。

（2）自治基本条例の制定も推進されているやにきくが、法令のもとでは、自治基本条例の目的・制定意図・その汎用性の方がひろく深いとおもわれ、その範疇で「議会基本条例の位置付け」を曖昧のまま先行する意味は何か。

（3）素案第10章 最高規範性等第26条に「最高規範」という概念を使うのはどういう性格の条項にしたいのか。

#### 2 委員会委員長等の回答について

（1）基本条例の素案に至るまでの経過が、時系列的に繰り返されましたが、「いまずぐ必要になっている」という喫緊の意味・内容は不明におわりました。

（2）「条文や個々の整合性は、市の専門スタッフがチェックしているので問題なし」「矛盾があればこれから整合をはかる」というような説明がありました。これでは私の質問の意味が正確に受けとめられていないこととなります。住民の生活といのちを預かる自治体の法制上の軽重をぬきにして、例えば議会でも「何でも制定する」ことは、自治体総体の姿勢としてもすこし無理があることを危惧します。

（3）最高規範性については、藤崎議員から「各議員の精神の様なもの・・・」というやや自覚的・倫理的な角度からの説明がありました。議員の方々の心の内のモラルとしての規範性と議会の権能や行政にかかわることでの規範（物差し）とでは次元が異なります。条例制定で議員・会派・住民に逆の「制約」が生じる懸念はありませんか。

#### 3 「議会基本条例」の制定についての私の意見

説明会の印象として、多くの方の意見が「時期尚早」論でした。反対意見もありました。私も、今制定を拙速に行わず、現行議会規則などの改善に徹することではないかとおもいます。

あえて「基本条例」とか、前文にある「地方分権の進展（これは国の責任の動向等にかかわり複雑）等」のキーワードにこだわるとすれば、それはむしろ自治基本条例等の分野に近く、内容に事例をとると、素案第8章・第9章は「議会権能の拡大」に関係するともおもわれ、別次元の論議が必要では。なお、私は、佐倉市の自治基本法条例についても、「今すぐ制定」の必要性がよくわからず、多くの住民がよく理解しないまま「強行」となることには疑問をもっています。



## 議会基本条例に対する意見

倫理に関わる部分に重点を置き、詳細に表現するほかは、簡潔にまとめ、必要に応じて下位条例等に委ねるべきである。

委員会審査において、市民意見を聴取する機会を設け、その過程を含め、議事録に残すべきである。

条例の見直しについては、「適宜」ではなく「定期的」とし、検証機関に市民も関与させるべきである。

議員が、市民の意見などを直接受ける窓口を設置すべきである。30人の議員が毎日交代で窓口対応すればよいと考える。





# 佐倉市議会基本条例(案)

に関する報告会を開催します!!



佐倉市議会では、議会運営の基礎となる「佐倉市議会基本条例」の案を策定しました。

当条例案は、素案説明会等でお聞きした市民の皆様のご意見を踏まえ、議会改革特別委員会が中心となり取りまとめたものです。

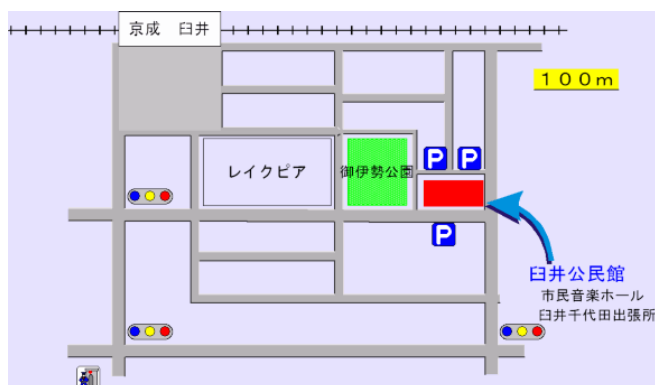
報告会の開催概要は、以下の通りです。是非、ご参加ください。

## 《報告会開催概要》

開催日時 11月30日(火曜日) 午後2時から

開催場所 臼井公民館 2階 集会室

報告会は2時間程度となります。  
事前申し込みは不要です。  
駐車場には限りがございますので、  
お乗り合わせ、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。



条例(案)につきましては、11月22日(月曜日)から、  
佐倉市議会のホームページ (<http://sakurashigikai.gijiroku.com/>) 及び  
市政資料室(市役所1号館2階)にて公開、配布しております。

【お問い合わせ先】 佐倉市議会事務局 電話 043-484-6176

## 議会基本条例とは

議会基本条例とは、地方議会の運営方法を定めた条例です。平成 18 年、北海道栗山町で全国初となる基本条例が制定され、その後、多くの自治体で制定に向けた議論が活発に進められてきました。

## 佐倉市議会の取り組み

平成 19 年より「あり方検討会」、平成 21 年からは「議会改革特別委員会」を設置し、議会改革に取り組んできました。

平成 21 年度までに、「佐倉市議会議員顕彰要綱の廃止」、「政務調査費取り扱い基準の見直し」、「一般質問手法の見直し」など、可能な部分からの改革を進めてきました。

平成 22 年より、議会基本条例制定に向けた具体的な検討に着手し、同 9 月、議会としての素案を取りまとめました。

素案に係る説明会を開催し、市民との意見交換を行いました。

説明会等での市民意見を踏まえ、議会基本条例（案）を取りまとめました。